

次に、最後になりますが、火災対策の取組についてお伺いします。

本年3月23日午後、今治市の山林で火災が発生し、西条市に燃え広がり、約482ヘクタールが焼け、鎮火には4月14日までかかったと両市が発表したと報道がありました。

11月に入り、18日の夕方、大分市の佐賀関地区で火災が発生し、住宅など182棟が被災し、損傷し、範囲は佐賀関半島側の住宅地と一部山林で約4万8,900平方メートルに上ったと報道されました。これは、平成以降、国内最大級の市街地火災となったと言われていますが、死亡者は1名で、共助によって多くの命が救われたとも報道されています。大分市は、被災された避難世帯に対して公営住宅や民間アパートなどを含め、生活再生に向け懸命に取り組まれて、国に対しても支援を要請されているようです。

そして、さらに26日午後4時頃に中国の香港北部の新界地区における30階近くの高層住宅で発生した大規模火災は、香港メディア報道によると、隣接する住宅7棟に延焼し、死者159人、連絡が取れない不明者が31人とされています。

火災は、住宅外壁の補修工事で設置された竹で作った足場が全棟に設置され、足場の防護ネットやガラスの外側に設置された発泡スチロール等の保護材に急速に燃え広がったことが明らかにされているようです。また、火災の発生時に現場の火災報知機は作動しなかったことが住民の証言で判明しているようです。これは近い時点での国内、外国での大災害の状況を申し上げます。

新居浜市では過去に西条市から滝の宮公園までと、また、角野、中萩の南奥山の大火災、そして、市内大手企業で発生した火災の経緯が過去にありましたが、近年は消防長並びに皆さんの御努力の中で、年間30件程度で推移していると考えております。また、もう二、三日前に、群馬県、神奈川県でも火災があり、大変心配しております。

そういうことを踏まえて以下、お伺いいたします。

1つ目、佐賀関地区の火災状況と香港の高層住宅の火災について紹介いたしましたでしたが、どのように感じて、今後の防災にどう取り組みますか、お尋ねいたします。

2つ目、一般家庭の防火診断や企業関連などの火災予防の取組をされていますが、どのような内容で取り組まれていますか。

3つ目、火災予防に家庭、企業、諸団体、学校、公共施設等の施設で火災防止対策に取り組まれていますか、新たな取組も含め、お尋ねいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 火災対策の取組についてお答えいたします。

佐賀関地区の火災状況や香港の高層住宅の火災の感想と今後の防災の取組についてでございます。

まず、各地の大規模火災で被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興を心からお祈り申し上げます。

住宅密集地区や消火活動困難地区、高層建物での火災は延焼が拡大することにより、多くの家屋が被害を受け、命に関わる危機をもたらします。今回の大規模火災を受け、消火活動や人命救助の困難さを改めて

実感するとともに、事前対策の重要性を再認識いたしました。

これらの災害を対岸の火事とせず、被害を最小限に抑えるためには、早期鎮圧を目的とした初動体制の強化が必要であります。また、消防隊員の知識・技能向上も重要であり、特に災害現場では、火災の性状や気象条件等を考慮した迅速な判断が求められます。延焼拡大が懸念される場合には、速やかに県内応援や緊急消防援助隊の支援を要請することも必要であると考えております。

今後の取組といたしましては、消防本部で整備している警防計画に基づき、消火活動困難地区や中高層建物への消火活動の検証及び訓練を実施いたします。

また、大規模火災時に迅速かつ円滑に応援部隊を受け入れるため、緊急消防援助隊受援計画を令和8年4月までに改正し、体制の強化を図ってまいります。

○議長（田窪秀道） 後田消防長。

○消防長（後田武）（登壇） 一般家庭の防火診断や企業関連などの火災予防の取組についてお答えいたします。

まず、一般家庭の防火診断につきましては、住宅火災における被害者の多くは高齢者の逃げ遅れであるため、火災予防運動時に消防団が一般家庭を訪問し、火の元の点検に加え、住宅用火災警報器の普及啓発を行い、設置率の向上を図っております。

また、コンビナート地区にある企業に対しましては、危険物や高圧ガス施設等が設置されているため、火災等の事故発生時には近隣住民への影響が多大であり、消火活動も困難を極めることが想定されることから、施設設備の維持管理をはじめ、各種プラント等における潜在的危険要因を排除するためのリスクアセスメントの徹底を推進するなどの指導を行っております。

次に、家庭、企業、諸団体、学校、公共施設等の施設での火災防止対策の取組と新たな取組についてでございます。

まず、各家庭への取組といたしましては、市政だよりや自治会の回覧板で、消防かわら版を配布するなど、火災予防に関するタイムリーな情報を発信し、防火意識の醸成を図っております。

また、企業、諸団体、学校、公共施設等に対しましては、定期の立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理や防火管理の状況を確認し、必要に応じて改善指導を行っております。

また、新たな取組につきましては、地震による住宅火災の原因には、電気火災が半数を占めることから、強い揺れを感知して電気を遮断する感震ブレーカーの普及に向けた広報活動を推進しているほか、コンビナート地区の企業防災対策では、事故発災時に適切な初動対応を行えるよう、職員が現地に出向き指導する企業防災出前講座を昨年度より実施しており、保安防災対策の向上に努めております。

いずれにいたしましても、各種災害への対応力の強化や、時代に即した各種の予防対策について時機を逸することなく取り組むことにより、市民の安全、安心につながる消防行政の推進に努めてまいります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。山本健十郎議員。

○18番（山本健十郎）（登壇）

ありがとうございました。再質問は
ございません。

あと、特に火災については、年末
でございますので、消防長をはじめ
職員の皆さん、また消防団の皆さん、
十分連携を取って、頑張ってい
ただきたいと思います。

以上です。終わります。